

(議長)

日程第8、議案第1号、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第1号、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定についてでございます。

地域再生法第5条第4項第2号に規定する、まちひとしごと創生寄附活用事業を行うための基金を設置するため、地方自治法第241条の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

具体的内容につきましては、担当参事より説明いたしますので、ご審議の上議決いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

まちづくり推進課長、参事。

「まちづくり推進課参事」

はい。それでは、私から、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について、概要を説明いたします。

議案書は16頁、定例会資料は1頁、資料1をご覧ください。

まず企業版ふるさと納税制度の概要についてですが、同制度は、国が認定する地方公共団体の地域再生計画に記載された地方創生プロジェクトに対して、企業が寄付を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みで、既存の軽減措置と併せて、最大9割の優遇措置を受けられるものです。

留意事項といたしましては、10万円以上の寄付が対象となり、本社が所在する地方公共団体への寄付は対象となりません。

当町が認定を受けている地域再生計画は、江差町まちひとしごと創生推進計画といたしますが、計画の内容は、国の制度改正を踏まえ、当町の第2基総合戦略の全てを包含するものでございます。

総合戦略で掲げる、江差ならではの仕事づくり事業にたいする寄付であれば、同制度による優遇措置を受けられるものであり、産業振興から観光、子供子育て支援を含めて幅広い分野で活用できます。

企業版ふるさと納税で基金を設置する取扱いにつきましては、国のQ&Aで規定されているところですが、基金の要件といたしましては、1点目として取り崩し型である事、2点目は、条例において、その目的が事業単位で特定のもののみに限定される事、3点目は、基金に積み立てる時点において、後年度の支出が確実に見込まれる事、とされてございます。

また、基金条例の案につきましては、内閣府と事前相談する事が義務付けられておりますので、既に、その内容が完了している事を申し添えさせていただきます。

基金の設置によるメリットといたしましては、企業版ふるさと納税は、原則として寄付を受けた当該年度の事業に寄付を充てる事になっておりますが、本基金を設置する事で翌年度以降の事業にも寄付を寄付金を充てる事が可能となります事から、寄付金を柔軟かつ最大限に活用する事ができます。

また、この事によりまして、企業が当町に寄付をしやすい環境を整える事にもなります。

ここで例をあげますと、今後、かもめ島拠点整備が具体的にになった段階では、翌年度以降の事業に備え、企業版ふるさと納税を募集する事もできます。

また、今年10月に申請した信金中央金庫による企業版ふるさと納税、SCBふるさと応援団とありますが、これに町は3ヵ年で、さけます類、及びなまこの増養殖、実証試験事業を行う事で申請をしておりますが、これが仮に採択となった場合には、来年2月に寄付金が一括交付されますので、その受け皿としても整備しておく必要がございます。

次に、条例の概要です。

この条例は、第1条にありますように、企業版ふるさと納税を適正に管理運営する事を目的としたものであり、その内容は、一般的な基金条例と同様の枠組みでございます。

従いまして、説明は概略とさせていただきますが、第2条では、基金は予算の定めるところにより積み立てる事、第3条では、管理について規定をしており、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない事としております。

第5条では、処分について、基金は設置目的に従い、つまり企業版ふるさと納税を活用する地方創生事業に使用する場合に限り、予算に計上して処分する事ができる事としております。なお、附則といたしまして、この条例は交付の日から施行するものであります。

最後に補足ですけれども、町には今年の3月定例会で、議決を頂きましたかもめ島交流拠点づくり基金という基金もございます。

違いについてという事ですが、こちらの方につきましては、寄付の目的をかもめ島周辺の交流拠点づくりに限定をしており、かつ個人が行うふるさと納税による寄付金や企

業版ふるさと納税の対象とならない法人及び個人の一般寄付金を積み立てる基金として
おります。

以上、提案申し上げますので、ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

(議長)

お諮りします。
本案については討論を省略し直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第1号、江差町企業版ふるさと納税地方創生基金条例の制定について、原案に賛
成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。
よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第9、議案第2号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議
題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第2号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

産科医療補償制度の加算額見直しに伴う、出産育児一時金の額の改正に伴い、江差町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（議長）

健康推進課長。

「健康推進課長」（補足説明）

江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

議案書17頁、定例会資料3頁をお開き下さい。

健康保健法施行令等の一部を改正する政令が交付され、その内容は、令和4年1月1日から出産育児一時金に加算されている産科医療保障制度の掛け金が引き下げられる事を受け、一時金を増額し総額を維持するというとなっており、この政令改正に伴い国民健康保険条例の出産一時金の規定を40万4千円から40万8千円に改正し、令和4年1月1日から施行するものでございます。

これにより、総額42万円を維持する事になります。

以上で、説明終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。

（議長）

はい。以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

（「なし」の声）

（議長）

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

（議長）

お諮りします。

本案については討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありません

か。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第2号、江差町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。